



# 七ヶ浜町地域防災計画改定業務委託

## 仕様書

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、七ヶ浜町(以下「発注者」という。)が受注者に委託する七ヶ浜町地域防災計画改定業務(以下「本業務」という。)に適用する。

#### (目的)

第2条 本業務は、「七ヶ浜町地域防災計画」について、関係法令・指針ならびに県計画等の変更に伴い、改定を実施するものである。

#### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月公布、令和3年法律第30号による改正)
- (2) 災害救助法(昭和22年10月公布、令和3年法律第30号による改正)
- (3) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月公布、令和3年法律第31号による改正)
- (4) 水防法(昭和24年6月公布、平成29年法律第31号による改正)
- (5) 河川法(総和39年公布、平成25年法律第31号による改正)
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月公布、平成29年法律第31号による改正)
- (7) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年12月制定)
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月公布、平成30年法律第67号による改正)
- (9) 防災基本計画(中央防災会議、令和3年5月修正)
- (10) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府、平成28年2月)
- (11) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(内閣府、平成29年3月)
- (12) 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(内閣府、令和2年5月)
- (13) 人とペットの災害対策ガイドライン(環境省、平成30年2月改訂)
- (14) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(内閣府、平成25年8月)
- (15) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府、平成26年9月)
- (16) 地区防災計画ガイドライン(内閣府、平成26年3月)
- (17) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)(内閣府、令和3年6月)
- (18) 冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について(内閣府、令和2年12月)
- (19) 災害廃棄物対策指針(環境省、平成30年3月改訂)
- (20) 災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引(国土交通省、平成26年11月)
- (21) 大規模水災害時の避難手法検討ガイドブック(国土交通省、平成27年3月)
- (22) 土砂災害警戒避難ガイドライン(国土交通省、平成27年4月改訂)

- (23) 水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省、平成27年12月)
- (24) タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省、平成28年8月)
- (25) 火災・災害等即報要領(消防庁、令和元年6月改正)
- (26) 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府、平成31年3月改訂)
- (27) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府、平成29年3月)
- (28) 避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針(内閣府、平成28年4月改訂)
- (29) 避難所運営ガイドライン(内閣府、平成28年4月)
- (30) 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府、平成28年4月)
- (31) 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府、平成28年4月)
- (32) 市町村のための水害対応の手引き(内閣府、平成2年6月)
- (33) 被災者台帳の作成等に関する実務指針(内閣府、平成29年3月)
- (34) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府、令和2年3月)
- (35) 災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き(内閣府、令和2年3月)
- (36) 宮城県震災対策推進条例(平成20年10月制定、平成26年4月施行)
- (37) 宮城県地域防災計画(宮城県防災会議、令和2年1月)
- (38) 宮城県水防計画(宮城県、令和2年度)
- (39) 宮城県国土強靱化地域計画(宮城県、平成29年4月)
- (40) 宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン(宮城県、平成25年12月)
- (41) 宮城県大規模災害時医療救護活動マニュアル(宮城県、平成25年3月改訂)
- (42) 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン(宮城県、平成25年4月)
- (43) 宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(宮城県、令和2年6月)
- (44) 宮城県災害廃棄物処理計画(宮城県、平成29年8月)
- (45) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (46) その他の災害対策関係法令、指針、通達、マニュアル等

(業務計画)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 実施体制表
- (5) その他発注者が提出を求める書類

(業務実績要件)

第5条 受注者は、同種業務として、東北地方の市町村が発注した津波災害対策編を構成に含めている地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に元請として履行した実績を有するものとする。

(配置予定技術者)

第6条 受注者は、適正な取り組み姿勢、かつ確実な履行体制を有する者とし、以下の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、着手時に要件を満たすことを証明する書面(資格証、業務実績を示すTECRIS登録書や契約書等、健康保険証)を監督員に提出するものとする。

(1) 管理技術者

受注者は、以下の全ての要件を満たす者を管理技術者として配置すること。

- ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
- ・東北地方の市町村が発注した地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)管理技術者又は照査技術者として履行した実績を有する者
- ・宮城県内の作業拠点に常駐する者

(2) 照査技術者

受注者は、以下の全ての要件を満たす者を照査技術者として配置すること。

- ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
- ・東北地方の市町村が発注した地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に照査技術者又は担当技術者として履行した実績を有する者
- ・宮城県内の作業拠点に常駐する者

(再委託)

第7条 受注者は、原則として本業務の主たる業務を再委託することはできない。ただし、発注者が認めた場合に限り、一部の再委託ができるものとする。

(業務経過の報告)

第8条 本業務の実施期間中において、受注者は監督員と緊密な連絡を保ち業務を遂行しなければならない。また、受注者は、監督員が必要と認めた場合は、途中経過をその都度報告するとともに監督員の指示に従わなければならない。

(資料貸与)

第9条 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等適宜の方法により対応するものとする。

- 2 受注者は、発注者より資料の貸与を受ける場合には、種類及び数量・借用期間等を明確にしたうえで、借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者より貸与される資料の管理取扱いには十分注意し、発注者の許可なく発注者が指定する場所以外に持ち出してはならない。また、本業務完了後は速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても、発注者から返却の要請があった場合は速やかに返却するものとする。なお、発注者より貸与される資料の保管場所については、受注者が設ける宮城県内の作業拠点に限るものとする。
- 4 受注者が発注者より貸与される資料を、紛失、汚損、破損又は消失等した場合、新たに資料を作成する等原状に回復し返還しなければならない。その場合において要する費用については、受注者の負担とする。

(転用の禁止)

第10条 受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

(土地の立入り)

第11条 受注者は、現地調査の際は、必ず事前に発注者の承諾を得なければならない。また、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめその土地の所有者の承諾を得るものとする。

(事故時の報告)

第12条 本業務実施中に事故が発生した場合は、受注者は発注者に事故の発生原因及び経過を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13条 本業務実施中に発生した事故に対して、受注者は一切の責任を負い、生じた損害について賠償しなければならない。

(折衝)

第14条 本業務実施中、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申出て指示を受けるものとする。

(秘密の保持等)

第15条 受注者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

- 2 受注者は、成果品(業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む。)を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡又は無断使用してはならない。契約の終了後も同様とする。
- 3 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 4 受注者は、上記における義務と責任を果たすために、「プライバシーマーク」及び、「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISMS)を、本業務を担当する作業拠点(宮城県の本店、支店又は営業所)にて取得していることを条件とし、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立していなければならない。受注者は、本業務契約時に上記認証を証明する書面を発注者に提出するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、第三者に公表又は貸与してはならない。

(著作権の帰属)

第17条 本業務の製作物の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

(納入場所及び納入期限)

第18条 本業務の納入場所及び納入期限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各成果品の納入時期については、発注者と受注者協議のうえで決定するものとする。

- (1) 納入場所 七ヶ浜町防災対策室
- (2) 納入期限 令和5年3月31日

(疑義)

第19条 本業務の業務委託契約書ならびに本仕様書の各事項について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(成果品の瑕疵)

第20条 受注者は、本業務完了後も、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに補足修正等必要な措置を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

(品質管理)

第21条 本業務における品質管理及び品質保証の観点から、受注者は以下に掲げる資格及び認証を受けているものとし、業務着手時に登録証及び許諾証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001(品質マネジメントシステム)
- (2) ISO14001(環境マネジメントシステム)

## 第2章 業務内容

(計画準備)

第22条 業務の目的、内容を十分に把握し、最適な作業を円滑に進めるための人員配置と工程計画の立案を行い、業務実施計画書を策定し、作業内容について発注者の承諾を得るものとする。

(資料収集整理)

第23条 本業務に必要な資料として、現行の七ヶ浜町地域防災計画のほか、防災基本計画、宮城県地域防災計画、各種関連計画を収集し、整理する。

(改定項目の抽出と改定方針の検討)

第24条 改定項目の抽出は、地域防災計画の素案を作成するにあたり、以下の内容を整理するものとし、計画の改定方針を検討するものとする。

- (1) 七ヶ浜町における現行の防災対策の問題点や、これまでの風水害や東日本大震災等の大規模災害における防災対策の課題を整理するとともに、国・県等の関係機関の防災対策に関する取組状況にも留意するものとする。
- (2) 現行地域防災計画策定後の法令等の制定・改正及び制度の創設・改正、行政組織構成等の変更、及び宮城県地域防災計画の内容を考慮し、現行地域防災計画における改定すべき項目の抽出を行うものとする。
- (3) 大規模災害を見据え、災害対策本部のあり方を検討するとともに、関係機関と円滑な連携を行うための受援に関わる考え方を整理し、反映するものとする。
- (4) 上記を踏まえ、改定方針に関する資料(A4・8 頁程度)を作成するものとする。

(地域防災計画改定の素案の作成)

第25条 地域防災計画改定素案の作成は、前条にて検討を行った改定項目について、地域防災計画の見直しを行い、発注者の関連部署で調整・検討を行うための地域防災計画素案を作成するものとする。地域防災計画素案の構成は、「総則編」「地震災害対策編」「津波災害対策編」「風水害等災害対策編」「原子力災害対策編」「資料編」の6編構成とする。なお、各編において重複または共通する内容に関しては、前段参照等の記載により簡潔化かつ見やすい内容となるよう工夫をするものとする。

地域防災計画素案の作成にあたっては、令和2年3月に作成・公表を行った現計画に対し、修正が必要な項目について見直しを行い、以下の内容について地域防災計画改定の素案を作成するものとする。

- ・災害対策基本法の改正内容及び防災基本計画の修正内容を反映する。
- ・水防法や土砂災害防止法の改正内容を反映する。
- ・宮城県地域防災計画の修正内容を反映する。
- ・その他 発注者における組織名称の変更ならびに避難所名称・情報の変更を反映する。

なお、本年改訂予定の津波ハザードマップにおいて拠点避難所や指定避難所等の見直しを図られることから、津波ハザードマップ改訂業務と整合性を取るための調整、連携を図ることとする。

#### (防災会議等実施支援)

第26条 地域防災計画改定の修正案について、関係機関への承認を得るために、防災会議の開催支援を行う。防災会議・調整会議はともにおおむね3回程度の開催とし、受注者は開催にあたって、見直しの方針、主な改定点の資料等を作成し、防災会議等に諮る資料の作成支援を行うものとする。

#### (パブリックコメント等の支援)

第27条 受注者は、次に掲げる支援及び資料作成を行う。

- (1) 地域防災計画改定案に対するパブリックコメントを円滑に進めるため必要な支援。
- (2) 七ヶ浜町議会説明に係る資料作成。

#### (地域防災計画改定の原案の作成)

第28条 防災会議及びパブリックコメント等における意見等を踏まえ地域防災計画修正案を再校正し、最終的な七ヶ浜町地域防災計画改定の原案を作成するものとする。

#### (地域防災計画の印刷)

第29条 地域防災計画の印刷・製本は、各編をまとめたものを1セットとし、チューブファイル形式(厚さ5cm以下)で綴じすることを基本とするが、出力枚数により変更が生じる場合は発注者と受注者協議の上、決定するものとする。

#### (住民向け概要版の作成)

第30条 前条までに作成した地域防災計画に基づき、町HP公開を想定した住民向けの地域防災計画概要版を作成するものとする。

#### (避難所運営マニュアル改定案の作成)

第31条 避難所運営マニュアル改定では、避難所運営に必要な事前準備・運営・撤収時における具体的な手続き等を「宮城県新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を踏まえ修正を行うものとする。なお、令和2年に策定した「新型コロナウイルス感染症対策編」を加味した上での修正を行うものとする。

#### (職員初動マニュアル改定案の作成)

第32条 地域防災計画改定の内容を踏まえて、発災初期(発災から3日間程度)における職員のとるべき対応について全職員共有の行動をまとめた職員初動マニュアルの修正を行うものとする。

その際、大規模災害時における職員の緊急参集が初動期の非常時優先業務の実務能力を計る重要な要素となることから、七ヶ浜町全職員を対象に住所情報等を用いて、職員居住地から参集場所までの参集シミュレーションを行い、部署別・時系列別の参集予測についても実施して資料としてとりまとめる。なお、とりまとめた結果は、業務継続計画改定の資料としても利用できるものとする。

(報告書作成)

第33条 本業務の検討及び実施結果について、報告書の作成を行うものとする。

(打合せ協議)

第34条 打合せ協議は、業務を円滑に進めるために必要に応じて適宜実施するものとし、管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時には必ず参加するものとする。また、打合せ事項について、受注者は、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出し承認をもらうこととする。なお、打合せ協議にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の観点からリモートでの協議を積極的に利用するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第35条 本業務における成果品は次のとおりとする。なお、作成にあたり記載内容や取りまとめ事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| (1) 地域防災計画(チューブファイル形式)     | 200 セット      |
| (2) 地域防災計画(Word 形式)        | 1 式          |
| (3) 避難所運営マニュアル(Word 形式)    | 1 式          |
| (4) 職員初動マニュアル(Word 形式)     | 1 式          |
| (5) 防災会議資料                 | 3 回(各回 20 部) |
| (6) 業務報告書                  | 1 式          |
| (7) 打合せ協議簿                 | 1 式          |
| (8) その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料 | 1 式          |

## 内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
<b>直接人件費</b>					
計画準備	1.0	式			第1号 単価表
資料収集整理	1.0	式			第2号 単価表
改定項目の抽出と改定方針の検討	1.0	式			第3号 単価表
地域防災計画改定の素案の作成	1.0	式			第4号 単価表
防災会議等実施支援	1.0	式			第5号 単価表
地域防災計画改定の原案の作成	1.0	式			第6号 単価表
地域防災計画の印刷	1.0	式			第7号 単価表
住民向け概要版の作成	1.0	式			第8号 単価表
避難所運営マニュアル改定案の作成	1.0	式			第9号 単価表
職員初動マニュアル改定案の作成	1.0	式			第10号 単価表
業務報告書作成	1.0	式			第11号 単価表
打合せ協議	1.0	式			第12号 単価表
<b>直接経費</b>					
地域防災計画	200.0	部			チューブファイル形式 200部を想定
報告書	1.0	式			
旅費交通費	7.0	回			
防災会議資料	3.0	回			
<b>間接原価</b>	1.0	式			
その他原価	1.0	式			
<b>業務原価</b>	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
<b>業務価格</b>	1.0	式			
消費税等相当額	1.0	式			10%
<b>合計</b>					











